

『近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・設備関係』  
 構造関係の質問と回答

平成28年10月17日

番号	質 問	回 答
<b>【02】 既存建築物の増築等における構造計算規定の適用</b>		
1	図-5において、増築部分は法第20条第1項第4号に掲げる建築物に該当するが、既存不適格部分を含めた建築物全体が法第20条第1項第4号に掲げる建築物に該当しない場合、増築部分は構造計算を行わなければならないのか。	令第137条の2第2号ハの規定により令第137条の2第1号ロを適用すれば、増築部分は仕様規定に適合させることで、構造計算を省略することができます。
<b>【07】 小屋裏物置等を設置した場合の取扱い</b>		
2	2階の小屋裏物置等の水平投影面積が2階床面積の1/8を超え、1階の小屋裏物置等の水平投影面積が1階床面積の1/8以下の建物の場合、2階床面積には2階の小屋裏物置等の面積を加算するが、1・2階の小屋裏物置等の水平投影面積が1階の床面積の1/8以下であれば、1階の床面積に2階の小屋裏物置等の面積を加算する必要はないと考えてよいか。	2階の小屋裏物置等の水平投影面積が2階床面積の1/8を超える場合には、平成12年建設省告示第1351号に規定に基づき、1階床面積にも2階小屋裏物置等の面積を加算する必要があります。
<b>【10】 スウェーデン式サウンディング試験の結果から求める地盤の許容応力度</b>		
3	スウェーデン式サウンディング試験の採用規模に該当しない場合は、地盤調査方法としてスウェーデン式サウンディング試験を採用できないのか。	スウェーデン式サウンディング試験の採用規模については、日本建築学会の「小規模建築物基礎設計指針」の適用範囲に準拠しています。なお、「小規模建築物基礎設計指針」は小規模建築物の地盤調査および基礎の設計に適用できるよう作成されています。設計者として採用できる合理的な理由があれば、採用規模から外れることを否定するものではありません。